

報酬基準表

社会保険労務士法人 MOYORINO

* 2023 年4月～

表示金額には別途消費税がかかります

顧問報酬(1 カ月あたり・税抜き)

(円)

従業員数	4 人 まで	5～9 人 まで	10～19 人まで	20～29 人まで	30～49 人まで	50～69 人まで	70～99 人まで	100 人 以上
顧問 A	20,000	25,000	30,000	40,000	60,000	70,000	80,000	別途協議
顧問 B	15,000	20,000	25,000	30,000	40,000	50,000	70,000	別途協議
顧問 C	10,000	10,000	15,000	20,000	20,000	30,000	40,000	別途協議
給与計算 A	20,000	25,000	30,000	40,000	60,000	70,000	80,000	別途協議
給与計算 B	10,000	10,000	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	別途協議
住民税管理	5,000	5,000	5,000	10,000	10,000	15,000	20,000	別途協議
年休管理	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	30,000	40,000	別途協議

顧問契約 A に含まれる業務(フルパートタイプ)

手続業務

- ・入退社時各種保険(厚生年金・健康保険・雇用保険)加入・喪失手続 その他軽微な手続き
- ・健康保険傷病手当金・出産手当金等申請
- ・労災保険申請(第三者行為災害を除く)

相談業務(助言・指導・情報提供含む)

- ・労働法・社会保険法に関する相談
- ・労働条件に関する相談
- ・従業員採用に関する相談
- ・労使問題に関する相談
- ・その他、労働保険、社会保険に関する相談全般

顧問契約 B に含まれる業務(アドバイザータイプ)

- ・人事労務に関する相談・助言・指導などの相談業務を中心にを行い、各種手続きの代行は行いません。労働保険・社会保険などの各種手続きは、自社で出来るというお客様におすすめです。

(当法人からの訪問は原則月 1 回までとし、情報提供及び提案は相談があった部分に限ります。)

顧問契約 C に含まれる業務(メール顧問タイプ)

- ・人事労務に関する相談・助言・指導などの相談業務を中心にを行います。連絡はすべて電話または E-mail の使用に限らせて頂きます。ハラスメント相談窓口顧問のみの場合もこちらに含まれます。

(当法人からの訪問や個別の情報提供及び提案は行っておりません。)

*助成金申請手続き業務は顧問 A または B のお客様に限らせていただきます。

給与計算 A

タイムカード、出勤簿により時間計算を含むもの。社会保険料、所得税を計算します。
賃金台帳、給与明細書、給与封筒を作成してお渡しします。

給与計算 B

時間計算のないもの。社会保険料、所得税を計算します。
賃金台帳作成のみとし、給与明細書、給与封筒は作成いたしません。

※賞与計算・遡及給与計算 1 人あたり 2,000 円 * 年末調整 基本料金 30,000 円＋一人あたり 3,000 円

※顧問契約なしで給与計算 A または給与計算 B のみをご依頼される場合は、上記給与計算報酬の 50%増しとなります。

顧問契約に含まれない契約

- ・労働保険・社会保険に新規・廃止の適用（顧問契約・5人未満のお客様には割引いたします）

（円）

従業員数	9人まで	10～19人まで	20人以上
健康保険・厚生年金保険	50,000	70,000	100,000
労災保険・雇用保険 (1所在地あたり)	50,000	70,000	100,000

- ・就業規則作成・変更

※こちらからの提案後3か月以上経過してもご連絡がない場合は未完成であっても一部または全額を請求させていただく場合がございます。

（作成内容により変動あり）

（円）

就業規則(本則)作成	就業規則の一部変更 (変更箇所により変動)	賃金・退職金・育児介護・旅費等、 その他の諸規定(ページ数により変動)
150,000～	20,000～ (顧問Aのお客様は無料)	30,000～

- ・役所調査対応(労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所が行う調査の対応料金)(円)

調査前の相談のみ	相談、事前準備、調査立会い、是正報告書作成 一式
20,000～	50,000～

- ・資格取得・喪失・離職票作成・労災保険申請等手続き等 1件 5,000円～(顧問Aのお客様は無料)

- ・労働条件通知書作成 1件 5,000円

- ・労働保険年度更新 40,000円～(被保険者人数により加算あり)・建設業 50,000円～

- ・社会保険算定 1人あたり2,000円(最低基準15,000円～)

- ・労災保険申請 第三者行為災害届あり 15,000円

- ・一般事業主行動計画等作成 30,000円～

- ・求人票作成 30,000円

- ・助成金申請

助成金支給額の20%(最低額 30,000円～)

※計画届が必要なものなど、内容によっては事前に一部または別途料金をいただく場合がございます。

※顧問契約のある場合は、助成金の種類により割引が適用される場合がございます。

取り扱っていない助成金もございますのでご了承ください。

- ・年金請求手続き

老齢年金・・・1件 15,000円～

遺族年金・・・1件 30,000円～

障害年金・・・(別途協議)年金額の20%を基本 最低額 1件 50,000円～(認定不可の場合も含みます)

- ・労務関連に関する相談（顧問契約の場合を除く）

1時間あたり 10,000円（別途交通費がかかることがあります）

- ・キャリアコンサルティング・ハラスメント相談

1名(約60分)あたり 10,000円（鳥取県東部以外の地域に訪問する場合、別途交通費がかかります）

顧問契約のある企業の方に対しては1名(約60分)あたり5,000円

- ・セミナー(労務管理・社員研修・労使トラブル対策・メンタルヘルス・ハラスメント・キャリア等)

1時間当たり30,000円～(内容により別途協議)

* その他の特殊な依頼及び手続等については別途協議となります。